

2026年10月 消費者情報

八代市（氷川町・芦北町）消費生活センター

電話：0965-33-4162



令和8年熊本地震から2か月以上が経過しました。被災された方の中には自宅を離れ、みなし仮設として賃貸住宅で新しい生活をはじめられた方もいらっしゃいます。仮設住宅の建設も進んでおり、10月から順次入居開始となる予定です。引っ越しの際には、電気・ガス・水道など生活に欠かせない様々な手続きが必要です。特に電気は、**電力小売全面自由化（※）**以降多くの事業者や料金プランから選べるようになりました。その一方で「自分がどの電力会社と契約したのか分からない」「思っていた会社とは別の会社と契約していた」といったトラブルも起きています。

相談事例

【事例1】地震で被災、一時的に賃貸アパートに引っ越したが電力会社を間違えて契約してしまったようだ。（70代女性）

一人暮らしで地震に遭遇し、自宅に住めない状態となったため賃貸アパートに移ることになりました。引っ越し当日に契約書に書かれているガス会社や電力会社に自分で連絡して開通しなければならぬのに、慣れないことで電力会社のフリーダイヤルにもなかなか繋がりませんでした。今日開通しなければ照明も点かずエアコンも使えないと焦ってしまい、自分でネット検索して出てきた広告に契約書に書かれていた電力会社の名前が記載されていたので電話をしたところ、別の社名を名乗りました。違和感を覚えました。が系列会社なのかなと思い、早く手続きを済ませたかったので申し込みをしました。届いたショートメッセージを見てみるとやはり会社名が違うので、「同意」にはチェックをしていません。契約書に書かれている電力会社にやっと電話が繋がりに尋ねてみると私の名前での登録はないとのことでした。今電気は使えています。結局私はどこの電力会社と契約しているのでしょうか。

〈助言〉

来所での相談でしたので、相談者に承諾を得てセンターから契約していると思われる電力会社に問い合わせました。「同意」が無かったため電力供給の契約は成立しておらず申し込みの段階で止まっているとのことでしたので、相談者に電話を代わり申し込みのキャンセルを申し出てもらいました。

相談者にはその場で契約書に書かれている電力会社にご自身で電話してもらい、無事開通することができました。ブレーカーのスイッチを「入」にすれば電気が点く場合がありますが、申し込み手続きをせずに使い続けることはできません。相談者にはインターネット上の広告をすべて信じることは危険であると助言しました。



電力小売全面自由化（※）

いわゆる「新電力」と呼ばれるもので、2016年4月の新電力の自由化によって新しく電気の販売に参入した民間企業（ガス会社、通信会社、鉄道会社など）の総称です。自由化によって私たちは自由に電力会社を選べるようになりましたが、契約時には実際に電気を供給する小売電気事業者の名称、料金プラン、契約期間、解約条件などを確認することが大切です。

消費者へのアドバイス

◆ 引越しの前に、電気の「廃止」と「開始」を確認しましょう

元の住居の契約を終了する手続きと、新しい住居で電気を使い始める手続きは別に必要です。

◆ ネット検索する場合には検索結果が希望する電力会社の公式サイトか確認しましょう

検索結果の上部には広告が表示されることがありますが、会社名、公式サイトの表示、電話番号を確かめ、慌てて最初に表示された窓口へ間違えて連絡しないようにしましょう。

◆ 「電話を受ける会社」と「実際の契約先」を確認しましょう

代理店や取次事業者が手続きを行う場合があります。電話口で、①電話を受けている会社、②実際に契約する小売り電気事業者名の両方を聞きメモに残しましょう。

◆ 契約後に届く書面やメールを確認し、必ず保存しておきましょう

書面やメールは、契約先と契約条件を示す大切な資料です。契約先がわからない場合はクレジットカードや銀行口座の明細も手掛かりになります。

通常、電気の契約には供給地点特定番号（22桁の数字）が必要ですが、新しく入居する場合は住所と部屋番号を伝えれば電力会社が調べてくれることが多いようです。またアパート全体が1つの電力会社と契約している「一括受電契約」の物件もありますので注意が必要です。

困った時には消費生活センターへご相談ください。

◇◆◇ 八代市消費生活センター ◇◆◇

時 間：月～金（祝日を除く）9時～17時

場 所：八代市役所2階 消費生活センター

TEL：0965-33-4162

相談無料・秘密厳守

消費生活相談関連のご案内【令和8年11月分】

相談内容	開催日
無料弁護士法律相談 《予約制》	令和8年11月13日（金）、27日（金） 10:00～12:00 13:00～16:00
	予約は令和8年11月2日（月）午前8時30分から受付を開始します。 市民活動政策課 TEL：0965-33-4482までお電話ください。